○農林水産省告示第千六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町大字大沢字西郡山手倉沢四二七四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町高尾字上ヘノ山三九五の一、三九七の二、字小吹屋敷廻リ四三五から四三七まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区神門字北村五二八三の一、五二八九の乙、南郷区上渡川字カラメ一八九八の一、一八九八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字カラメ一八九八の一・一八九八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北村五二八三の一・五二八九の乙・字カラメ一八九八の一・一八九八の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

３　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

４　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

５　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字崩之平六一四の七、六一四の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市浦城町五の八

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

浦城町五の八（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐は、択伐による。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町萩原字中稲積一六四の二、一六八、一六九、一七一の一、湯河字稲積一〇四〇の二〇、一〇四〇の二一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町北山字堂空五一〇の一、五一一、五一二の一、五一二の二、字八幡馬場四一六、四一八、字寺屋敷三四六、三四九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）